

(写)

私学事業団総合運動場の高度化利用に関する基本協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と日本私立学校振興・共済事業団（以下「乙」という。）は、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲におけるスポーツを通じた健康づくり、青少年の育成及び持続的な地域経済の活性化に資するため、乙が葛飾区内に所有する総合運動場（葛飾区東新小岩一丁目113番7、113番8及び280番1。以下「総合運動場」という。）を活用することについて、甲及び乙は基本的に合意し、その円滑な実現に向けて必要な協議を進めることを目的とする。

（協議）

第2条 甲及び乙は、総合運動場の活用について協議する場を設けるものとする。

（総合運動場の利用）

第3条 甲は、総合運動場を都市公園に供するものとし、将来的には当該都市公園に「キャプテン翼」を活用したサッカースタジアムを整備するよう努めるものとする。

（その他）

第4条 この協定書の実施に関する事項又は本協定書に関して疑義を生じた事項については、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙の双方が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年2月1日

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

甲 葛飾区
区長

東京都千代田区富士見一丁目10番12号

乙 日本私立学校振興・共済事業団
理事長